

平成 26 年 8 月 29 日
公益財団法人 日本セーリング連盟
国体委員会

国民体育大会における製造業者等のマークの表示について(通知) に関する質問の回答

8 月 27 日受理させて頂きました質問の回答を、ご報告申し上げます。

質問内容

マスクINGは、どこまで 透けてはいけないのですか？

説明

片面 1 個以上の“製造業者とセールメーカーのマーク”は、“ISAF 広告規定 20.7 製造業者とセールメーカーのマーク”により、**競技者広告となります。**

また、国民体育大会においては、公益財団法人日本体育協会の「国民体育大会企業協賛に関するガイドライン」(平成 22 年 12 月 16 日制定)に基づき、**競技者の広告は認められません。**

これらの**競技者広告**は、剥がす 又は、目隠し(マスクING)等々の処置を計測までに行っていただく必要があります。

ご質問の“マスクINGは、どこまで 透けてはいけないのですか？”の判断は選手自らの判断として、下記の基準でお願いしたいと思います。

国体委員会HP <http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/kokutai> に記載の、
[» 国民体育大会県番号・県名の斡旋販売について\(WORD ファイル\)](#)

5. その他の注意事項

(1) 県番号用下地の白地セールクロス

と、同等の製品を用いて頂く事を、希望申し上げます。

船具ショップ等々で販売されていますセール修繕パッチには、マスクINGとしては、不適なものもありますので、ご注意下さい。

なお、今回、マスクING資材については、若干の枚数を、長崎県セーリング連盟にて、用意させて頂く予定です。

このマスクING材は有償支給となります。

ただし、数量に限りがありますので、品切れの場合はご容赦下さい。

なお、ISAF 広告規定は、下記のアドレスから入手出来ます。

<http://www.jsaf.or.jp/hp/about/committee/rule/rule-reg>
http://www.jsaf.or.jp/rule/pdf/ISAFReg20_2012.pdf (邦訳つき)

以上、